

可児市耐震改修促進計画

平成19年 3月 策定
令和 3年 3月 最終改定

目 次

はじめに	
1 地震防災における位置づけ	1
2 計画改定の経緯	
3 岐阜県震災対策検証委員会の提言	2
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	
第2 建築物の耐震化に係る目標	
1 建築物の耐震化の現状	3
(1)住宅の耐震化の現状	4
(2)特定建築物の耐震化の現状	5
2 建築物の耐震化の現状分析	8
3 建築物の耐震化の目標	10
4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	13
(1)市有施設における耐震化	14
(2)その他公共施設・防災拠点施設における耐震化	15
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	
(1)市民・事業者（建築物の所有者）の役割	
(2)市・県の役割	
2 実施する事業の方針	16
(1)事業の考え方	
(2)実施する事業	
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	
(1)重点的に耐震化を図る地域	
(2)地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3)重点的に耐震化を図る建築物	
(4)より重点的に耐震化を図る建築物	
4 第3期計画における重点的な取り組み	18
5 「命」を守るための多様な取り組みの推進	19
第4 建築物の耐震化を促進する施策	20
1 施策を推進するための体制	
2 安心して耐震化が行える環境整備	
(1)可児市建築物等耐震促進に関する事業	
・可児市木造住宅耐震診断事業	
・可児市木造住宅簡易耐震診断事業	
・可児市建築物等耐震化促進事業	
(2)その他の補助事業	23
(3)特定優良賃貸住宅の空き家の活用	
(4)岐阜県住宅供給公社による耐震診断・改修	
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	
(1)相談体制の整備	
(2)情報提供の充実	24
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	26
(1)地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2)地震に伴う宅地被害の軽減対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等	27
(1)要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）	
(2)要安全確認計画記載建築物（法附則第7条該当）	
(3)特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）	
(4)既存耐震不適格建築物（法第16条該当）	
2 所管行政庁との連携	30
3 建築基準法による勧告又は命令	

はじめに

地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防ぎ、市民の生命と財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりを実現するため、「可児市耐震改修促進計画」を策定して、耐震化対策を総合的に進めてきた。本計画の推進に当たっては、防災意識の向上と耐震化の必要性や重要性の普及・啓発及び耐震化を促進するための支援を積極的に実施してきたが、平成30年住宅・土地統計調査を基に耐震化率を算出したところ86%にとどまるなど、本計画に定めた目標95%を下回っていることが明らかになった。このような状況の中で、南海トラフ地震や内陸活断層地震の発生の切迫性が指摘されており、地震時における市民の安全を確保するためには、耐震化の向上は必要不可欠であるため、第3期計画（令和3年～令和7年の5か年）を策定する。

1 地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、可児市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「可児市耐震改修促進計画」として平成19年3月に策定した。

岐阜県における地震防災については、「岐阜県強靱化計画」を踏まえた「岐阜県地域防災計画」や、減災目標の設定や実施計画等を明示した岐阜県地震防災対策推進条例に基づく「岐阜県地震防災行動計画」等に基づき、その対策を進めており、「岐阜県耐震改修促進計画」もこれらの計画等と調和を図った地震防災施策の一環として位置づけるものである。可児市においても「可児市国土強靱化地域計画」を踏まえた「可児市地域防災計画」と調和を図るとともに、岐阜県耐震改修促進計画に基づいた「可児市耐震改修促進計画」を推進している。

2 計画改定の経緯

本計画は、平成19年3月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改定を行っている。また設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとする。

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第1期計画 (H18～H27)	平成19年3月	計画策定
	平成24年3月	「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」に伴う岐阜県震災対策検証委員会の提言を反映（「3 岐阜県震災対策検証委員会の提言」参照）
第2期計画 (H28～H32(R2))	平成28年3月	第2期計画策定
	平成28年11月	住宅耐震化緊急促進アクションプログラム策定
	平成29年3月	要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物、緊急輸送道路等避難）を指定
第3期計画 (R3～R7)	令和3年3月	第3期計画策定

3 岐阜県震災対策検証委員会の提言

岐阜県は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、県内で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」を組織した。そのなかで、建築物の耐震化に関する「耐震化分科会」が設置されて検証・検討が行われた。

建築物の耐震化については、平成 23 年 7 月 31 日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の 7 項目の提言がなされている。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言項目（建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋）

- ① 防災拠点施設等の耐震化【県・市町村・建物所有者】
 - ② 緊急輸送道路沿道の特定建築物への取り組みの強化【県・市町村・建築関係団体】
 - ③ 耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【県・市町村・建築関係団体】
 - ④ 耐震化に関する補助制度の見直し【県・市町村】
 - ⑤ 不特定多数が利用する民間特定建築物への取り組みの強化【県・市町村・建築関係団体】
 - ⑥ 宅地被害の周知【県・市町村・建築関係団体】
 - ⑦ 「命」を守るための多様な取り組みの推進【県・市町村】
- ※【 】は特に連携を図るべき事業主体

●出典：東日本大震災震災対策検証委員会報告書（平成23年7月）P. 42～43

第 1 想定される地震の規模、想定される被害状況

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1, 891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード 8.0）であり、県内だけでも 5, 000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

本市においては、海洋型地震（南海トラフ地震）の場合には一部の丘陵地を除いて最大震度 6 弱を、活断層型地震の場合については 4 つの断層想定地震の震源からいずれも離れており、どの想定地震においても山地部の一部を除いて最大震度 6 弱の揺れを想定している。

以下の被害想定は、平成 23 年度から 24 年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から 30 年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

表 1-1 想定される地震の規模（可児市）

想定される地震、断層	最大震度	PL値 (液状化指数)	建物被害（棟数）	
			全壊	半壊
南海トラフ地震★	5.95（震度6弱）	49.58	508	1,843
揖斐川—武儀川（濃尾）	5.95（震度6弱）	23.23	456	2,306
長良川上流（北側震源）	5.68（震度6弱）	9.47	172	1,234
長良川上流（南側震源）	5.18（震度5強）	0.00	0	26
屏風山・恵那山及び猿投山	5.69（震度6弱）	8.48	104	985
阿寺（北側震源）	5.36（震度5強）	3.34	11	173
阿寺（南側震源）★	5.25（震度5強）	0.00	0	66
跡津川★	5.34（震度5強）	0.75	4	102
養老—桑名—四日市★	5.79（震度6弱）	13.70	69	550
高山・大原（北側震源）★	5.17（震度5強）	2.77	7	47
高山・大原（南側震源）★	4.75（震度5弱）	0.00	0	1

※ PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が高い 5<PL値≤15：液状化の可能性がある

★ 平成23～24年度実施の調査による。それ以外は平成29～30年度調査による

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入された。本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

- ・「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保すること。
- ・「耐震化されている建築物」とは、新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物及び耐震改修した建築物をいう。
- ・「耐震化率」とは、全数に対する耐震化されている建築物の割合をいう。
- ・「耐震性が不十分な建築物」とは、旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物をいう。

(1)住宅の耐震化の現状

可児市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

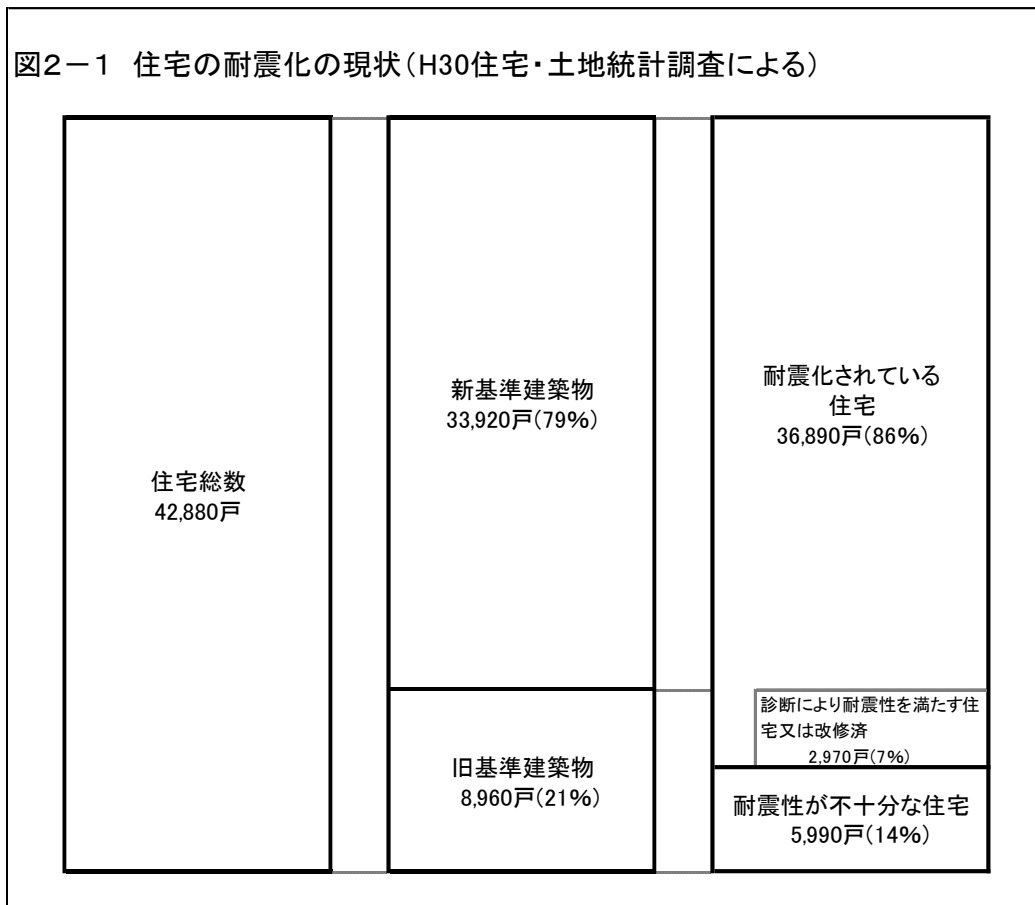
年代別住宅数 建築年		平成5年調査		平成10年調査		平成15年調査		平成20年調査		平成25年調査		平成30年調査	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧 基 準	昭和35年以前	1,060	4	2,260	8	780	2	710	2	640	2	1,750	4
	昭和36年～45年	1,900	8			1,360	4	1,300	3	1,230	3		
	昭和46年～55年	8,480	35	8,270	28	7,650	23	7,190	19	6,310	16	5,690	13
	不詳※	20	0	1,220	4	940	3	1,140	3	1,560	4	1,520	4
	計	11,460	48	11,750	39	10,730	32	10,340	27	9,740	24	8,960	21
新 基 準	昭和56年～60年	3,490	15	9,180	31	4,710	14	7,970	21	7,810	20	7,640	18
	昭和61年～平成2年	5,470	23			3,920	12			4,600	12		
	平成3年～7年	3,440	14	5,020	17	4,570	14	4,420	11	3,700	9	8,090	19
	平成8年～12年	—	—	2,050	7	5,810	17	5,840	15	4,600	12		
	平成13年～17年	—	—	—	—	2,060	6	4,460	12	3,900	10	8,460	20
	平成18年～22年	—	—	—	—	—	—	2,570	7	4,020	10		
	平成23年～25年9月	—	—	—	—	—	—	—	—	1,330	3	2,820	7
	平成25年10月～27年9月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	平成27年10月～30年9月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,140	3
	平成30年～令和元年9月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不詳※	30	0	1,890	6	2,010	6	3,110	8	4,830	2	5,770	13
計	12,430	52	18,140	61	23,080	68	28,370	73	30,190	76	33,920	79	
合 計		23,890	100	29,890	100	33,810	100	38,710	100	39,930	100	42,880	100

※不詳件数は、旧基準と新基準とで按分した件数と空き家で年代不詳なものを按分した件数の合計を計上。

可児市における住宅の耐震化率の現状については、平成30年住宅・土地統計調査を基にした国土交通省発表数値によると、「新基準建築物の住宅」が33,920戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅※」については耐震診断結果の推計より約2,530戸であることから、可児市内の住宅総数約42,880戸のうち36,450戸が「耐震化されている住宅」と推計できる。

※耐震改修済の住宅戸数を含む

図2-1 住宅の耐震化の現状 (H30住宅・土地統計調査による)



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は、表2-2のとおりとする。

- ・ 1号特定建築物：学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等（多数の者が利用する建築物）
- ・ 2号特定建築物：危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- ・ 3号特定建築物：多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物

また、それぞれの耐震化の現状は、岐阜県が建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりである。

表 2-2 特定建築物一覧

号	N0	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画及び可児市地域防災計画に位置付けられた緊急輸送県道路に接する建築物	全ての建築物

表 2 - 3 特定建築物の耐震化の現状（可児市）

（単位：棟）

耐震化の現状 特定建築物の種類		全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化の現状		耐震化されて いる建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
					耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E		
1号	防災上重要な建築物（庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設）	84	45	39	20	15	80	95%
	不特定多数の者が利用する建築物（劇場、集会場、店舗、ホテル）	23	22	1	0	0	22	96%
	特定多数の者が利用する建築物（賃貸住宅、事務所、工場等）	166	153	13	1	11	165	99%
	計	273	220	53	21	26	267	98%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	4	0	4	0	0	0	0%
3号	地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	40	12	29	3	7	22	55%

注）A～Dは実数値。Eは推計値。

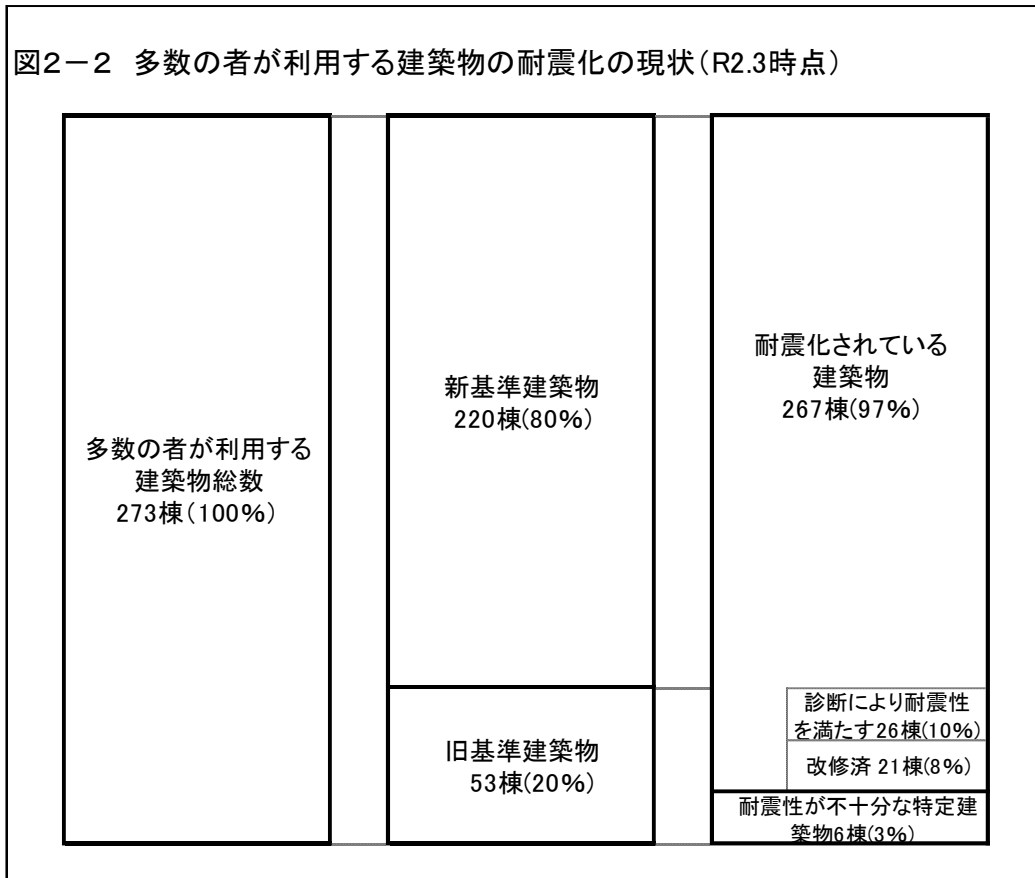
※棟数は、令和2年3月末現在の特定建築物台帳によるもの

1号特定建築物（多数の者が利用する建築物）については、「新基準建築物」が220棟（80%）、「旧基準建築物」54棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が21棟（39%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が26棟（48%）であることから、「耐震化されている建築物」は267棟となり、273棟のうち98%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物については、「新基準建築物」が0棟（0%）、「旧基準建築物」4棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が0棟（0%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟（0%）であることから、「耐震化されている建築物」は0棟となり、4棟は耐震化されていない。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が12棟（28%）、「旧基準建築物」29棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が3棟（10%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が7棟（24%）であることから、「耐震化されている建築物」は22棟となり、40棟のうち55%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(R2.3時点)



2 建築物の耐震化の現状分析

(1) 耐震化率の推移と評価

第1期計画策定時以降、本市の耐震化率は表2-4のとおり推移している。第2期計画（平成28年3月）で掲げた目標「令和2年までに耐震化率を住宅は95%、多数の者が利用する建築物はおおむね解消」に対する評価は下記のとおり。

住宅

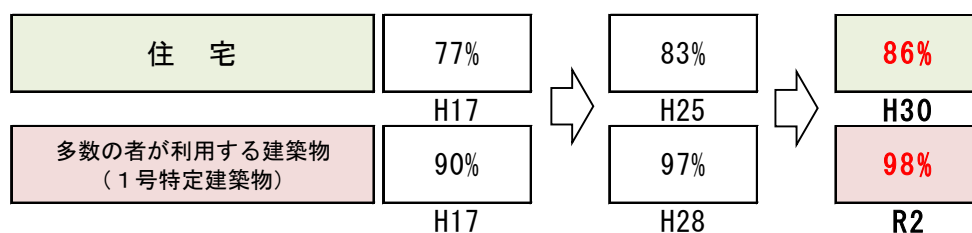
住宅総数42,880戸に対し耐震性が不十分な住宅が5,990戸あり、耐震化率は86%にとどまり、本計画に定めた目標を下回った。

多数の者が利用する建築物

建築物総数273棟に対し耐震性が不十分な建築物は6棟であり、耐震化率は98%となった。あくまで推計調査であるが数値的にはおおむね解消したといえる。

この結果から、耐震化の普及・啓発や補助制度による支援などの施策により一定の成果が得られている。

表 2 - 4 耐震化率の推移



(2) 本県の特徴

国土交通省が発表した平成 30 年時点の全国の住宅耐震化率は「約 87%」で、本市はそれを下回る結果となっている。その要因として、以下に挙げる住宅事情もそのひとつとして起因していると考えられる。

○本市の特性（平成 30 年住宅・土地統計調査による分析）

- ・都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い

	戸建て	共同住宅等
全国	53.6%	46.4%
岐阜県	74.4%	25.6%

- ・旧基準の木造住宅の割合が高い

	住戸全体に対する旧基準木造住宅の割合
全国	16.0%
岐阜県	23.9%

→結果、耐震化を促進すべき戸建木造住宅の割合が全国に比べて多い。

(3) 耐震化が進まない要因

令和 2 年 10 月に県や市町村などにより組織される「岐阜県建築物地震対策推進協議会」において、耐震化の現状についてヒアリング調査がなされ、そのなかで「耐震化が進まない要因」について、耐震施策に直接住民と接しながら取り組む各市町村からは、表 2-5 のような要因が挙げられた。

表2-5 耐震化が進まない要因(R2.10 市町村ヒアリングより)

主な要因	主な意見	
経済的負担 (23/42市町村が言及)	・所有者側の経済事情 ・改修工事費が高い	金銭負担がネック
高齢者世帯のみの増加 (13/42市町村が言及)	・経済的負担 ・跡継ぎがない	住宅の将来が 決まっていない
【類似】家族構成の変化 (8/42市町村が言及)	・子供が独立(世帯分離)	
防災意識の希薄 (10/42市町村が言及)	・地震災害への危機感の薄れ ・耐震化の必要性を感じない	住民理解が十分でない

これらの課題に対しては、これまでも啓発や補助制度などで対応してきたが、今後は、狭まりつつある対象のニーズ把握を行いながら、よりの確に促進するための施策検討が必要となってくる。

3 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

可児市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

国の基本方針

○国の基本方針（抜粋） 平成18年1月25日国土交通省告示第184号
最終改正 平成30年12月21日国土交通省告示1381号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

○住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】

同研究会とりまとめ（令和2年5月）より抜粋

（住宅の耐震化率の目標）

現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

岐阜県の耐震改修促進計画

○岐阜県の耐震改修促進計画

住宅及び多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取り組みや上記の国の動向を踏まえ、以下を目標とする。

<第3期計画における目標>

令和7年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

可児市の建築物の耐震化の目標

○可児市の耐震改修促進計画

<第3期計画における目標>

令和7年 住宅の耐震化率 95%、多数の者が利用する建築物は概ね解消

住宅の耐震化率 95%を達成するため、令和2年から令和7年までの5か年間に、約3800戸の耐震化をする必要がある。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修について促進を図る。

図2-3 耐震化の目標の考え方

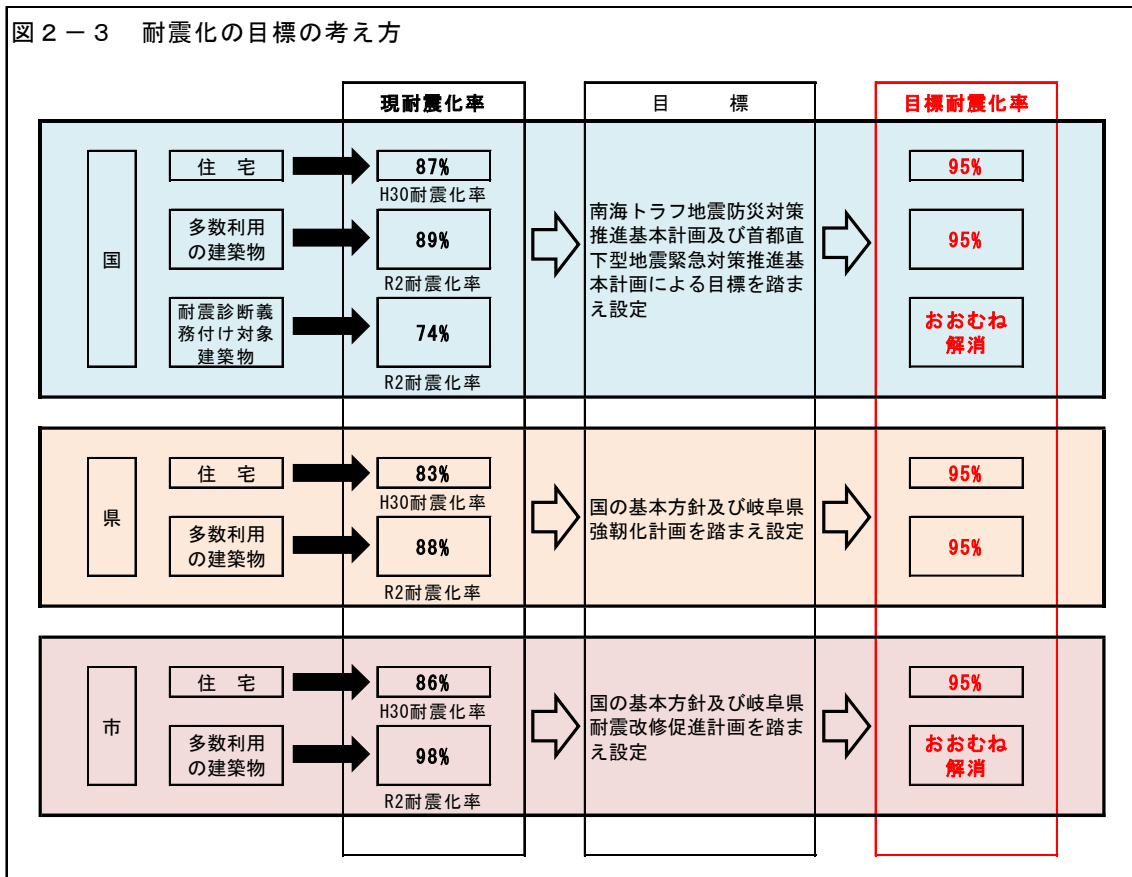


図2-4 住宅の耐震化の目標(令和7年度)

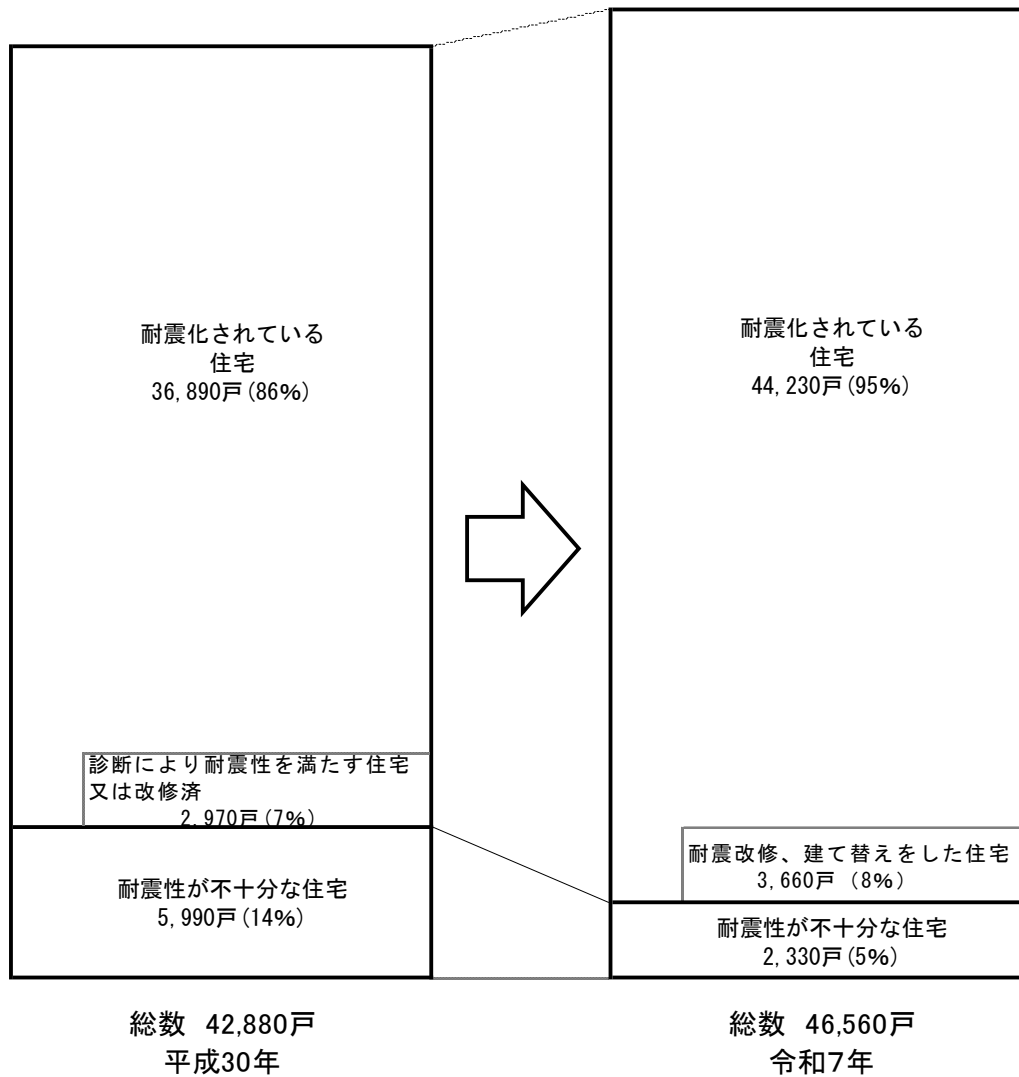
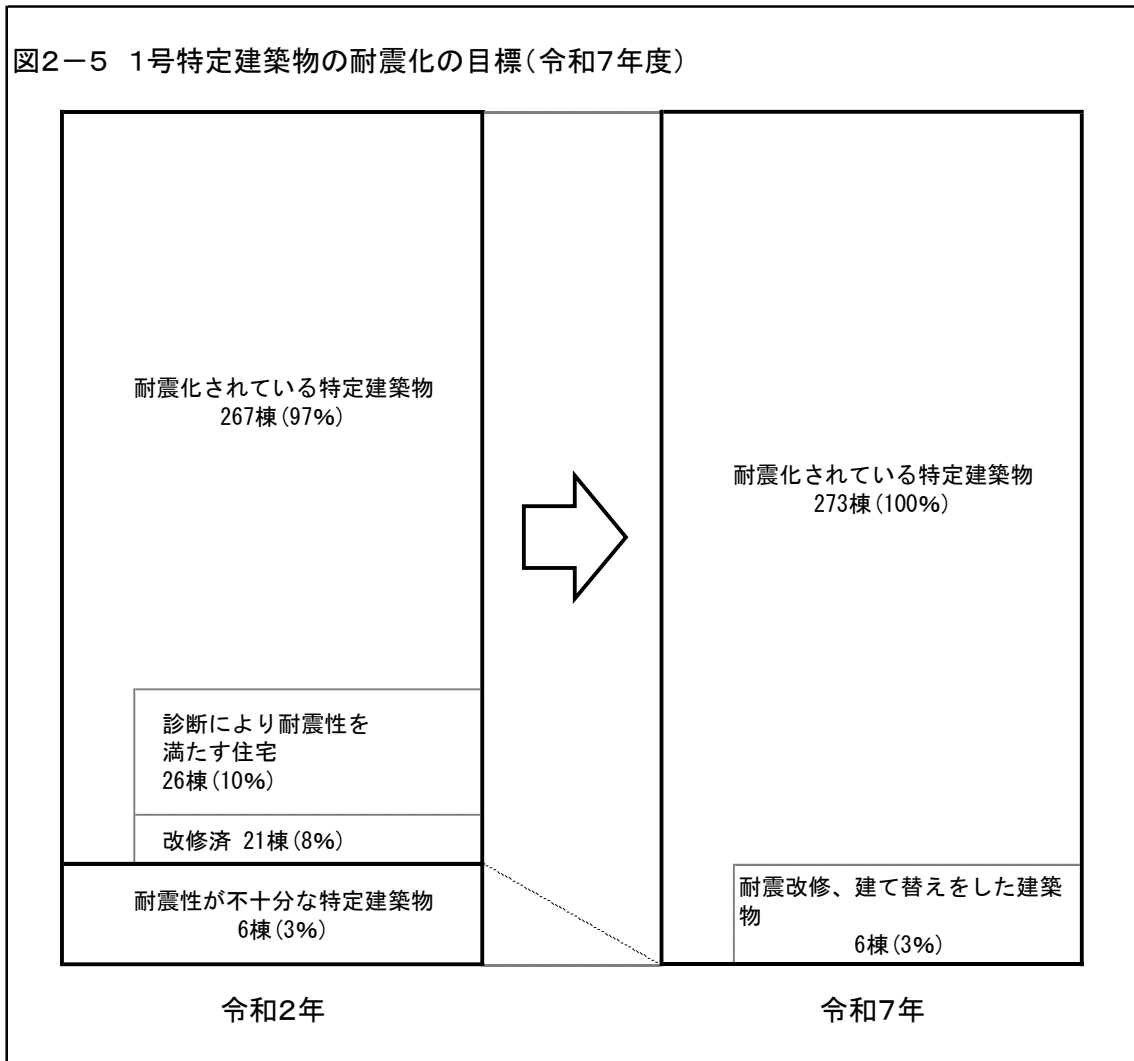


図2-5 1号特定建築物の耐震化の目標(令和7年度)



4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能に繋がり、大変重要である。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が損失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所

にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設の内、木造及びコンクリートブロック造以外の構造で延べ面積が 200㎡以上かつ居室を有する建築物については計画的に耐震化に取り組んできた。

令和2年時点で旧耐震基準の市有建築物は 66 棟あるが、未改修の 1 棟以外は耐震対策済である。

表 2-6 市有施設の耐震化の状況について（令和2年時点）

（単位：棟）

	S57以降棟数	S56以前棟数	耐震性有り							耐震性無し	耐震性無し			
			耐震性有り	補強不要	対応済	補強工事	解体・使用中	譲渡・売却	未対応		耐震補強実施中	R3年以降工事予定	解体・使用中予定	
市長部局	庁舎等	4	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	市営住宅	16	16	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	48	10	9	6	3	3	0	0	1	0	0	0	1
教育委員会	学校等	45	39	39	22	17	17	0	0	0	0	0	0	0
	学校以外	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教職員住宅	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	116	66	65	44	21	21	0	0	1	0	0	0	1	

（注1）耐震診断の対象は、木造・コンクリートブロック造以外で、延べ面積200㎡以上かつ、居室を有する建築物とする
棟数は構造上別棟となるものは、それぞれ算出とする

（注2）令和2年度の組織体制による棟数

イ 耐震診断結果の公表

上記の市有施設については、施設を利用する可児市民に対して耐震性の周知を行う。学校等の耐震診断結果については、平成 21 年 5 月に公表している。また、その他の施設については、可児市公共施設白書（平成 30 年 3 月）を 3 年毎に更新している。

ウ 耐震化の目標

市有施設の耐震性確保については、法により特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされていることに加え、特定建築物以外の市有施設についても施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、早期に実施する必要がある。残る未改修の 1 棟については、解体予定又は使用中等とするなど、施設利用方針や市の財政事情を勘案し対応していくこととする。

(2) その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化

市有特定建築物の耐震化は完了しており、避難所となっている学校等についても耐震化は完了している。また、延べ面積 5,000 m²を超える大規模劇場施設である可児市文化創造センター（平成 14 年建設）の特定天井は、令和 2 年 12 月に耐震化が完了した。今後は、財政事情を勘案しながら地区センターなどの特定天井（建築基準法施行令第 39 条）等の耐震化にも取り組んでいくこととする。

特に、病院などの防災拠点施設となる建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物については、岐阜県と連携して耐震性の早期確保に努めるよう促す。

第 3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、可児市では、岐阜県の計画に基づいて平成 7 年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、可児市民、事業者、市町村及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民、事業者、市町村及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 市民・事業者（建築物の所有者）の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定を受けているもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 市・県の役割

- ・市は国の基本指針や本計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。
- ・県と市は連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に市は普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・県及び市は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・県及び市は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。
- ・県及び所管行政庁*である市は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断

及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

※所管行政庁とは法第2条第3項に定める建築主事を置く市町村の長又は都道府県知事をいう。ただし、市内の建築基準法第6条第1項第4号に定める建築物については、可児市が所管行政庁となる。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域（市内全域）

県内全域において、南海トラフ地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定

されていること、さらに想定される地震の他にも活断層が無数に存在すると考えられていることから、市内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

また、住宅においては、別紙に定める「可児市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（平成28年11月1日策定）」に基づき、耐震化を推進することとする。

(2)地震発生時に通行を確保すべき道路（岐阜県地域防災計画や可児市防災計画で定められた緊急輸送道路）

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、岐阜県耐震改修促進計画では、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から第3次までの緊急輸送道路を指定している。また、このうち、隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として、岐阜県耐震改修促進計画の別表2に示す道路を、優先的に通行を確保すべき道路として位置付け、法第5条第3項第2号に基づく道路として指定している。

可児市地域防災計画では、岐阜県地域防災計画で指定された第1次及び第2次の緊急輸送道路の他に、その道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路として、第3次緊急輸送道路として指定している。

可児市で指定した第3次緊急輸送道路については、法第6条第3項第1号及び第2号に基づく「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」に該当することから調査を行った結果、通行障害建築物（令第4条第1号及び令第4条第2号）に該当する建築物が特定されなかった。

(3)重点的に耐震化を図る建築物（多数の者が利用する建築物等、木造住宅、市有建築物）

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4)より重点的に耐震化を図る建築物（耐震診断義務付け建築物）

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

なお、要安全確認計画記載建築物は、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物（以下「防災拠点建築物」という。）として岐阜県耐震改修促進計画、別表1に記載した建築物、及び別表2に記載する道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る）とされている。なお、可児市内においてはこれら、要安全確認計画記載建築物に指定された建築物はない。

4 第3期計画における重点的な取り組み

これまでの計画期間内では、主に以下の観点により、耐震化施策を進めてきた。


- ・耐震性を把握するための「耐震診断」に重点を置き、診断報告の義務付けや啓発・補助を実施。
- ・全県的に耐震化向上を目指すため、住宅、建築物とも幅広い施策を展開。

その結果当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物を半減させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつある。

よって、第3期計画では、図3-1の通り、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組みを強化することとする。

図3-1 重点的に取組む対象建築物と施策の方向性

対象(3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より)		施策(方向性)	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・すべての耐震性のない建築物※1	広く市民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等※2 ・木造建築物 ・市有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多数の者が利用する建築物※3 ・防災拠点施設 ・緊急輸送道路沿道建築物※4	前所有者向け	改修



着実な耐震化推進に向けて
より重点化

※1 すべての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。(特定既存耐震不適格建築物)

※3 要緊急安全確認大規模建築物

※4 要安全確認計画記載建築物

5 「命」を守るための多様な取り組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく「人命を守るという視点」から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも必要である。

また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守る視点から、耐震シェルターの設置や旧基準木造住宅の解体、家具の転倒防止対策など、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についての検討も必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

岐阜県、市町村、関係機関及び建築関係団体で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を平成22年に立ち上げ、耐震化への取り組みの情報交換や連携を図ってきた。今後も、県の耐震化施策を推進するために、同協議会を活用し全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

また、本計画期間内においても耐震化に消極的な所有者のニーズ把握を行い、その要因を分析したうえで、必要に応じて新規施策の追加や、現行施策の拡充、見直しを行い、耐震化の推進に努めることとする。

特に、住宅においては、別紙に定める「可児市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（平成28年11月1日策定）」と併せて次の施策を行う。

(1) 可児市建築物等耐震化促進に関する事業

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して岐阜県と協働して補助を平成14年度より実施し、この間、地震災害によって明らかになった課題やニーズに応じて、対象拡大や補助金の増額などの制度拡充を行ってきた。今後も耐震化の積極的な推進を図るうえで、必要な予算の確保や制度の拡充等に努める。

表4-1 可児市建築物等耐震化促進事業の概要(R2現在)

対象	種別	制度開始	特機事項
木造住宅	耐震診断(旧耐震) ～S56.5.31	H14～	H20 所有者負担無料化(可児市による無料診断実施)
	簡易耐震診断(新耐震) S56.6.1～H12.5.31	H28～	市職員による簡易耐震診断
	改修工事	H16～	H21 簡易補強工事を対象追加
	除却工事	R2～	
建築物 特定建築物	耐震診断	H18～	
	計画策定	H29～	
分譲マンション	改修工事	H18～	
	耐震診断	H18～	
その他	改修工事	H18～	
	特定天井 ブロック塀	改修工事	H30～

・可児市木造住宅耐震診断事業

平成 14 年度から、旧基準建築物の木造住宅を対象として、耐震診断に対する補助を実施している。平成 20 年度からは、所有者から申込があった旧基準建築物の木造住宅の耐震診断を無料化し、岐阜県木造住宅耐震相談士の派遣を行い、耐震診断及び概算補強工事費等の耐震補強のアドバイスを実施している。

※上記事業に関する内容は、「可児市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成 20 年 5 月 15 日訓令甲第 41 号）」による。

・可児市木造住宅簡易耐震診断事業

平成 28 年 9 月から、新基準建築物（平成 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工されたもの）の一戸建て木造住宅を対象として、市職員による簡易耐震診断を無料で実施している。

※上記事業に関する内容は、「可児市木造住宅簡易耐震診断事業実施要領（平成 28 年 6 月 23 日決裁）」による。

・可児市建築物等耐震化促進事業

ア 建築物耐震診断事業

平成 18 年度から、全ての旧基準建築物における耐震診断に対する補助を拡充した。

イ 特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定

平成 29 年度から、特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定に対する補助を拡充した。

ウ 木造住宅に係る住宅耐震改修工事等

平成 16 年度から、旧基準建築物の木造住宅を対象として、耐震改修工事に対する補助を実施している。

平成 21 年度から、一定の要件に該当する旧基準建築物の木造住宅について、簡易改修工事を補助対象とし、平成 25 年度からは当該要件を撤廃した。

令和 2 年度から、旧基準建築物の木造住宅を対象として、除却工事に対する補助を実施している。

エ 分譲マンションに係る住宅耐震改修工事

平成 18 年度から、旧基準建築物の分譲マンションを対象として、耐震改修工事に対する補助を拡充し実施している。

オ 特定建築物等耐震改修工事

平成 18 年度から、旧基準の特定建築物等を対象として、耐震改修工事に対する補助を拡充し実施している。

平成 30 年度から、建替・除却工事を補助対象工事に追加。また、耐震改修工事に併せて実施する特定天井の耐震改修工事を行う場合の補助対象限度に天井加算を追加。

カ 特定天井の耐震改修工事

平成 30 年度から、特定天井の耐震改修工事に対する補助制度の創設。

※ア～カの事業は、予算の範囲内において、県と協働し実施している。

※イ及びエ～カの事業については、具体的事例に応じて予算化等の対応を検討し実施する。

※上記補助事業に関する内容は、「可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 31 日訓令甲第 30 号）」による。

キ ブロック塀等撤去費補助金

平成 30 年度 10 月から、ブロック塀等の撤去工事に対する補助制度の創設。この制度は、道路（建築基準法第 42 条に規定する道路のほか、一般の用に供している不特定多数の者が通行する道）及び公共施設等に面するブロック塀等の高さが 60 センチメートルを超えるものが対象となる。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱による住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等）「ブロック塀等の安全確保に関する事業」を活用する場合においては、事業要件である避難路沿道等を次に掲げるものとする。

- ・ 可児市地域防災計画による緊急輸送道路（第 1 次～第 3 次）
- ・ 通学路（可児市教育委員会が指定した小中学校通学路）
- ・ 避難路（自宅から指定避難所等への経路にかかる道路及び公共施設等）

※上記補助事業に関する内容は、「可児市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱（平成 30 年 9 月 1 日訓令甲第 36 号）」による。

ク 可児市建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表 4-1 のとおりである。

表 4-2 耐震化に係る補助等の状況

補助事業等の種類	年度																			合計	
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R01	R02		
木造住宅耐震診断事業	32	17	30	35	14	27	104	66	83	107	71	73	83	37	41	36	12	19	13	900	
木造住宅簡易耐震診断事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	13	3	1	1	46	
木造住宅耐震改修工事費補助	-※1	-	3	1	3	3	4	8	9	15	16	17	13	12	6	4	5	4	4	127	
木造住宅除却工事費補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
建築物耐震診断事業費補助	-	-	-	-	1	0	0	4	0	4	2	6	3	2	0	5	1	0	0	28	
特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	
分譲マンション耐震改修工事費補助	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定建築物耐震改修工事費補助	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定天井の耐震改修工事費補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	
ブロック塀等撤去費補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	16	10	67

※1：「-」は事業を未実施

ケ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向にあり、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金等についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

コ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

(2) その他の補助事業

地区における集会施設（特定建築物以外）の耐震改修工事に対して、市独自の耐震改修事業補助を行っている。

※可児市地区集会施設補助金交付規則（平成 17 年 9 月 16 日規則第 67 号）第 5 条による。

(3) 特定優良賃貸住宅の空き家の活用

住宅の耐震改修工事において、当該住宅を居住の用に供することができない場合にあっては、耐震改修を実施する上での障害となることから、入居者の仮住居を円滑に確保する必要がある。

そのため、所得階層が中位にあるファミリー向けの公的賃貸住宅である特定優良賃貸住宅について、住宅の耐震改修工事（法第 17 条に規定する認定建築物に限る。）の実施に伴い仮住居を必要とする者に対し、特定優良賃貸住宅の空き家を一定期間賃貸できるものとする。

この入居の特例は、県内に存する全ての特定優良賃貸住宅を対象とする。

(4) 岐阜県住宅供給公社による耐震診断・改修

岐阜県住宅供給公社は、県内全域において、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができるものとする。

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧できることとしており、さらに、相談士の制度について県・市のホームページや無料相談会等で周知を図る。

イ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、専門家を派遣し、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る講座

「生涯学習 楽・学講座」において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県及び市からの専門家の派遣等により、要望に応じて、木造住宅の耐震化に関する出前講座を開催する。

また、地域防災力の向上を図るための「可児市防災リーダー養成講座」へ市職員の講師派遣を行い、住まいの耐震化等の講座を実施する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。市では、平成 25 年 4 月より「可児市住宅新築リフォーム助成金交付要綱（平成 25 年可児市訓令甲第 21 号）」を設け広報誌等により、耐震補助と併せての利用（別内訳に限る。）を周知している。

イ 各種広報媒体を活用した周知

新聞広告やテレビCM、インターネット、DM等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

市広報、ケーブルテレビを活用した普及・啓発を実施する。市では、平成 28 年度に「耐震化啓発PR動画」を制作し、平成 29 年度以降、市ホームページへの掲載し市民の意識啓発を図っている。

ウ 市主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県や市から講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

市は、県による各種情報の提供や専門家の派遣等の支援を受け、地域の取り組みを支援する施策を講じる。

オ 耐震啓発ローラー作戦の実施

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要である。木造住宅の耐震診断に係る費用については、平成20年度から無料化したことによって、平成21年から耐震啓発ローラー作戦を実施し、令和2年までに約3,700戸の旧基準の木造住宅に対して普及・啓発活動を行ってきた。

今後は、引き続き旧基準木造住宅が密集する住宅団地、緊急輸送道路などの避難路沿いの住宅や、不特定多数の通行する道路沿いのブロック塀等を対象に耐震化促進するために地域のニーズを把握して普及啓発を行う。

カ 診断実施済みの建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、戸別に働きかけを行い、耐震化を促す。

キ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、旧基準建築物が密集している住宅団地を普及啓発重点地区とし、効率的な普及啓発活動を行ってきた。平成28年11月からは、別紙に定める「可児市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（平成28年11月1日策定）」に基づき、住宅団地以外の既成市街地についても重点的に耐震化を推進する。

ク 防災教育との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発をおこなうことにより、家族や地域において住宅の耐震化への理解を広げるための小中学生や高校生を対象に耐震講座の開催など、教育部局との連携を図りながら、防災教育を行っていく。

ケ 地震ハザードマップ等の作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、可児市地震防災マップとして平成18年度に作成・公表（戸別配布）済みである。

地震による液状化危険度を予測した液状化危険度マップについては、液状化の

程度を見直し、平成 23 年度に作成・公表済みである。

また、岐阜県が平成 23～24 年度、平成 29～30 年度に実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」に伴い、可児市地震防災マップ（揺れやすさマップ・液状化危険度マップ）の見直しを行い、ホームページ掲載用のマップ画像データを作成し公表済みである。

盛土造成地等における宅地被害への備えとして、1ヘクタール以上の住宅団地について、切り盛り図を平成 23 年度に作成した。

コ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、耐促法第 22 条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井（特定天井（建築基準法施行令第 39 条）等）、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。このため、岐阜県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、県内全域について大規模盛土造成地の調査（一次スクリーニング）を行い、その結果について平成 27 年度～平成 30 年度に県ホームページ等で公表してい

る。今後は対象地域について箇所別の危険性の確認（二次スクリーニング）の実施に向けて岐阜県と連携しながら検討を行う。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、市のホームページで公表している「可児市液状化危険度マップ」を活用し、きめ細やかな周知と教育に取り組むこととする。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行う。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

所管行政庁である県・市では、法に基づき、以下のとおり指導・助言、あるいは、耐震診断の結果の公表、指導内容の公表を行う。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）

要緊急安全確認大規模建築物の所有者から報告された耐震診断の結果については、用途ごとに取りまとめのうえ、県ホームページ等により、平成29年3月28日に公表されたが可児市において該当建築物はない。

(2) 要安全確認計画記載建築物（法第7条該当）

要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果について、所管行政庁が定める期日までに所管行政庁へ報告しなければならないが、適正な報告がなされない場合にあつては、報告を促し、なお、報告しない場合にあつては、所有者に対し耐震診断結果の報告を行うべきことを命じ、必要に応じてその旨を県ホームページ等により公表を行う。

報告された耐震診断の結果については、県ホームページ等により、公表を行うとともに、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

(3) 特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）

法第14条第1項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指針等を勧告して指導・助言を行う。

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、必要に応じて指示を行い、指示をしたにも関わらず、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合は、その旨を県ホームページ等により公表を行う。

(4) 既存耐震不適格建築物（法第16条該当）

上記(1)～(2)以外の耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行う。

表5-1 指導等規制対象一覧

	耐震診断			耐震改修			
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		指導・助言	指示・公表	報告命令 結果公表		指導・助言	指示・公表
要緊急安全確認 大規模建築物	義務	/	/	○	努力義務 (※2)	○	○
要安全確認 計画記載建築物		/	/	○		○	○
特定既存耐震 不適格建築物	努力義務	○	○ (※1)	/	努力義務 (※3)	○	○ (※1)
既存耐震 不適格建築物		○	/	/		○	/

※1 地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

※2 地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき

※3 必要に応じて

表5-2 用途別指導・規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物	学校 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ 1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ 3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供するもの）	階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ 1,000㎡以上			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	
通行障害建築物	県及び市町村の耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の避難路の道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	左に同じ	要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物 （注） 法第5条第3項第2号及び同法第6条第3項第1号に定める道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	
公益上必要な建築物 （防災拠点建築物）			法第5条第3項第1号に定める建築物	

2 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要がある。そのため、所管行政庁である岐阜県及び当市において、書式の整備、具体的な取組方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

3 建築基準法による勧告又は命令

建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物、要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物のうち、耐震診断及び耐震改修の「指示」に従わないために耐促法に基づく「公表」を行った既存耐震不適格建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修を明らかに行わない場合には、特定行政庁[※]は当該建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性又は損傷、腐食その他の劣化の進み具合を把握するために立入調査を実施し、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると明らかに認められる建築物については建築基準法第10条第3項の規定による命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると明らかに認められる建築物については同条第1項の規定による勧告や同条第2項による命令を行う。

※特定行政庁とは建築基準法第4条に定める建築主事を置く市町村の長をいう。